

平成 27 年 3 月 30 日
中国四国管区行政評価局

充電中の電気自動車の急速充電器が心臓ペースメーカーに与える
影響の注意喚起表示の改善のあっせんに対する回答
～行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん～

中国四国管区行政評価局は、下記の行政相談を受けて、行政苦情救済推進会議（座長：川内^{かわうち} 菰^{つとむ}広島修道大学法学部教授）に諮り、その意見を踏まえ、平成 27 年 1 月 8 日、中国経済産業局に対し、充電中の急速充電器の危険性を容易に認識できる注意喚起表示に改善するようあっせんしました（同日報道発表済み）。
このたび、中国経済産業局から下記のとおり、改善措置を講じた旨の回答がありました。

◆行政苦情救済推進会議

行政相談事案のうち、様々な視点から検討することが必要と思われる事案の処理について、民間有識者の意見を聴取することにより、より公平・中立かつ的確な処理を推進するために設置

【本件のきっかけとなった行政相談要旨】

充電中の電気自動車の急速充電器から発生する電磁波が心臓ペースメーカーの誤作動を引き起こすおそれがあるとの新聞記事を見た。急速充電器にはその注意喚起シールが貼付されているが、小さくて分かりにくいものがある。もっと分かりやすい表示をすべきではないか。

【当局あっせん内容及び中国経済産業局からの回答要旨】

当局あっせん内容	あっせんに対する回答要旨
<p>中国経済産業局は、心臓ペースメーカー等を使用する患者の安全確保の観点から、急速充電器の注意喚起表示に関して、次の事項について検討する必要がある。</p> <p>① 注意喚起シールの中には改善が望ましいものがあるため、植込み型心臓ペースメーカー等を使用する患者が容易に危険性を認識できるような形状、記載内容の注意喚起シールとするよう、製造・販売事業者と再度協議することについて、経済産業省本省に上申すること</p> <p>② 心臓ペースメーカー等を使用する患者がその危険性を容易に認識できるような表示を行うよう、不特定多数の者が出入りする場所への急速充電器の設置者に対し、設置者が独自に分かりやすい表示を行っている例を推奨事例として周知すること</p>	<p>① 平成 27 年 1 月 13 日、経済産業省製造産業局長あてに、中国四国管区行政評価局長名のあっせん文書を添付し、上申した。</p> <p>② 平成 27 年 1 月 16 日、経済産業省製造産業局自動車課長からチャデモ協議会（※）会長あてに、上申された内容を連絡し、注意喚起シールの改善について製造・販売事業者と再協議すること及び注意喚起シールの貼付の状況・実態についての再確認を依頼した。</p> <p>③ 平成 27 年 1 月 13 日、中国経済産業局資源エネルギー環境部長から管内 5 県担当部長あてに、推奨事例を周知した。</p>

（※）チャデモ協議会は、急速充電器の普及等を目的とした自動車会社、充電器の製造・販売事業者等を会員とする任意団体である。

